

○農林水産省告示第七百八十五号
 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成二十八年九月二十三日農林水産省告示第千八百二十七号（ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
 令和四年四月十五日
 農林水産大臣 金子原二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。
 改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

別表		地 域	改 正 後	別表		地 域	改 正 前	
北海道	都道府県			北海道	都道府県			
	網走市	稲富（藻琴川以西の地域及び藻琴川との交差点以南の呼人東藻琴線以西の地域並びに九番二、五及び六、十一番一から四まで、十二番一から四まで、十三番一から七まで、十四番一から十まで、十五番二から四まで、十六番二及び四から六まで、十七番、十八番一及び二、十九番一及び二、二十番、二十二番二及び三、二十三番一から四まで、二十五番から三十一番まで、三十二番一及び三、三十三番一及び二、四十一番二、八十六番二及び八、八十七番一及び四から七まで、九十四番一及び六から九まで、九十五番一及び三、九十六番一から三まで、九十七番、九十七番二及び三、九十八番二、四、七及び八、百七番二、百八番、百八番二、百九番、百九番二、百十番、百十一番、百三十一番二、三、五、十四及び十九、百三十二番から百三十四番まで、百三十五番一及び二、百三十六番一及び二、百三十七番一及び二、百三十八番一から四まで、百三十九番一から四まで、百四十番、百四十一番一及び二、百四十二番、百四十二番二、百四十三番一から十一まで及び十三から十七まで、百四十四番一及び二、百四十五番一から五まで、百四十九番一及び三、百五十二番一及び五から七まで、四百九番一及び四から八まで、四百十一番から四百十五番まで、四百十六番一、二、四及び五、四百十七番一から三まで、八から十まで及び十二、四百十八番一から五まで及び七、四百十九番、四百十九番二、四百二十番一から三まで、四百二十一番一から四まで、四百三十七番、四百三				稲富（藻琴川以西の地域及び藻琴川との交差点以南の呼人東藻琴線以西の地域並びに九番二、五及び六、十一番一から四まで、十二番一から四まで、十三番一から七まで、十四番一から十まで、十五番二から四まで、十六番二及び四から六まで、十七番、十八番一及び二、十九番一及び二、二十番、二十二番二及び三、二十三番一から四まで、二十五番から三十一番まで、三十二番一及び三、三十三番一及び二、四十一番二、八十六番二及び八、八十七番一及び四から七まで、九十四番一及び六から九まで、九十五番一及び三、九十六番一から三まで、九十七番、九十七番二及び三、九十八番二、四、七及び八、百七番二、百八番、百八番二、百九番、百九番二、百十番、百十一番、百三十一番二、三、五、十四及び十九、百三十二番から百三十四番まで、百三十五番一及び二、百三十六番一及び二、百三十七番一及び二、百三十八番一から四まで、百三十九番一から四まで、百四十番、百四十一番一及び二、百四十二番、百四十二番二、百四十三番一から十一まで及び十三から十七まで、百四十四番一及び二、百四十五番一から五まで、百四十九番一及び三、百五十二番一及び五から七まで、四百九番一及び四から八まで、四百十一番から四百十五番まで、四百十六番一、二、四及び五、四百十七番一から三まで、八から十まで及び十二、四百十八番一から五まで及び七、四百十九番、四百十九番二、四百二十番一から三まで、四百二十一番一から四まで、四百三十七番、四百三		

十七番二、四百三十八番、四百三十九番一から四まで、四百四十番一から三まで、四百四十一番一、二及び四から九まで、四百四十二番一、二、七及び十、四百四十三番一及び二、四百四十四番一、四百四十五番、四百四十六番一、六、九及び十、四百四十七番、四百四十七番二、四百四十八番一、二及び五、四百四十九番二、四百五十番一及び二、四百五十一番一から五まで、四百五十二番一及び九、四百五十三番二、四、五、八、九及び十五、四百五十六番一から三まで、六及び七、六百四十一番一、三、九、十四から十八まで及び二十一から二十三まで、六百五十一番一から八まで、六百五十二番二及び四から六まで、六百五十三番一、三、八、二十五及び二十六、六百五十三番、六百五十五番、六百六十二番七、六百六十三番一、六百七十五番一及び二、六百七十七番一から五まで、六百七十八番、六百七十九番一から四まで、六百八十二番、六百八十六番一、六百九十二番一から四まで、七百十番、七百三十番から七百三十二番まで、七百三十三番、七百三十四番、二万五千九番、二万五千十番、三万八番、三万九番、三万十五番、三万三十一番、三万三十六番並びに七万五千二番を除く。)、音根内(二百三十三番、二百三十七番一から六まで、二百三十八番一から五まで、二百三十九番一及び四から二十一まで、二百四十番一及び三から七まで、二百四十五番一及び二、二百四十六番一から三まで、二百四十七番一から六まで、二百四十八番、二百四十九番一及び二、二百五十番一から三十四まで、二百五十一番一から四まで、六から二十二まで及び二十五から六十六まで、二百五十二番一から三まで、五及び九から十八まで、二百五十三番一から七まで及び十から二十九

十七番二、四百三十八番、四百三十九番一から四まで、四百四十番一から三まで、四百四十一番一、二及び四から九まで、四百四十二番一、二、七及び十、四百四十三番一及び二、四百四十四番一、四百四十五番、四百四十六番一、六、九及び十、四百四十七番、四百四十七番二、四百四十八番一、二及び五、四百四十九番二、四百五十番一及び二、四百五十一番一から五まで、四百五十二番一及び九、四百五十三番二、四、五、八、九及び十五、四百五十六番一から三まで、六及び七、六百四十一番一、三、九、十四から十八まで及び二十一から二十三まで、六百五十一番一から八まで、六百五十二番二及び四から六まで、六百五十三番一、三、八、二十五及び二十六、六百五十三番、六百五十五番、六百六十二番七、六百六十三番一、六百七十五番一及び二、六百七十七番一から五まで、六百七十八番、六百七十九番一から四まで、六百八十二番、六百八十六番一、六百九十二番一から四まで、七百十番、七百三十番から七百三十二番まで、七百三十三番、七百三十四番、二万五千九番、二万五千十番、三万八番、三万九番、三万十五番、三万三十一番、三万三十六番並びに七万五千二番を除く。)、音根内(二百三十三番、二百三十七番一から六まで、二百三十八番一から五まで、二百三十九番一及び四から二十一まで、二百四十番一及び三から七まで、二百四十五番一及び二、二百四十六番一から三まで、二百四十七番一から六まで、二百四十八番、二百四十九番一及び二、二百五十番一から三十四まで、二百五十一番一から四まで、六から二十二まで及び二十五から六十六まで、二百五十二番一から三まで、五及び九から十八まで、二百五十三番一から七まで及び十から二十九

まで、二百五十四番一から四まで、六、八及び十一、二百六十四番、二百六十四番二、二百六十五番一から三まで、二百六十六番一から六まで、八及び十六、二百六十七番一から三まで及び五、二百六十八番一から五まで、七から二十三まで、二十六から三十一まで及び三十三から四十一まで、二百六十九番一から三十五まで、二百七十番一から二十一まで、二百七十一番一から四まで、二百七十二番一から四まで、二百七十三番一から三まで、二百七十四番一及び二、二百七十五番、二百七十六番一から四まで、二百七十七番、二百七十七番二、二百七十八番一から三まで、二百七十九番一及び二、二百八十番一から十一まで、二百八十一番一から九まで、二百八十二番、二百八十二番二から五まで、二百八十三番一から四まで、二百八十四番一及び二、二百八十五番、二百八十六番一から六まで、二百八十七番二、二百八十八番一から四まで、二百八十九番、二百八十九番二から六まで、二百九十番一、二及び六から八まで、二百九十一番一及び四から六まで、二百九十二番一及び三、二百九十三番一、二百九十四番一から三まで、二百九十五番一、二百九十六番一から三まで及び五、二百九十七番一及び二、二百九十八番、二百九十九番一、二、四及び五、三百四十五番一及び四から六まで、三百八十番、三百九十八番、三百九十九番、四百一十一番、四百十五番から四百十七番まで、四百三十四番、四百五十六番から四百五十八番まで、二万八番、二万十三番、二万十八番、二万十九番、二万五千二十一番、二万五千二十四番、二万五千二十五番、三万百番、三万百一十番、三万百三番、三万百六番、三万百七番並びに三万五千七番に限る。)、昭和、豊郷(豊郷川以西の地域及び豊郷川との合流点下流の鱒浦川以西の地域を除く。)、中園、藻琴及び山里

まで、二百五十四番一から四まで、六、八及び十一、二百六十四番、二百六十四番二、二百六十五番一から三まで、二百六十六番一から六まで、八及び十六、二百六十七番一から三まで及び五、二百六十八番一から五まで、七から二十三まで、二十六から三十一まで及び三十三から四十一まで、二百六十九番一から三十五まで、二百七十番一から二十一まで、二百七十一番一から四まで、二百七十二番一から四まで、二百七十三番一から三まで、二百七十四番一及び二、二百七十五番、二百七十六番一から四まで、二百七十七番、二百七十七番二、二百七十八番一から三まで、二百七十九番一及び二、二百八十番一から十一まで、二百八十一番一から九まで、二百八十二番、二百八十二番二から五まで、二百八十三番一から四まで、二百八十四番一及び二、二百八十五番、二百八十六番一から六まで、二百八十七番二、二百八十八番一から四まで、二百八十九番、二百八十九番二から六まで、二百九十番一、二及び六から八まで、二百九十一番一及び四から六まで、二百九十二番一及び三、二百九十三番一、二百九十四番一から三まで、二百九十五番一、二百九十六番一から三まで及び五、二百九十七番一及び二、二百九十八番、二百九十九番一、二、四及び五、三百四十五番一及び四から六まで、三百八十番、三百九十八番、三百九十九番、四百一十一番、四百十五番から四百十七番まで、四百三十四番、四百五十六番から四百五十八番まで、二万八番、二万十三番、二万十八番、二万十九番、二万五千二十一番、二万五千二十四番、二万五千二十五番、三万百番、三万百一十番、三万百三番、三万百六番、三万百七番並びに三万五千七番に限る。)、昭和、豊郷(豊郷川以西の地域及び豊郷川との合流点下流の鱒浦川以西の地域を除く。)、中園、実豊(百八十一番、百八十一番二、百八十二番、

(略)	斜里郡斜里町
(略)	以久科北(四十八番一から三まで、四十九番一及び二、五十番一から四まで、五十一番一から四まで、百十三番一、三及び四、百十四番一、二及び五から十まで、百十五番一及び三から七まで並びに百十六番一から十一まで並びに一般国道三百三十四号線、町道以久科西三線道路、町道以久科朱田四号道路、町道豊倉四号道路及び町道以久科西五線道路により囲まれた地域に限る。)、川上(北海道旅客鉄道釧網線以南で町道羅萌道路以西の地域並びに百五十六番二十五、百七十六番一から三まで、八、十から十四まで及び十六から二十四まで、百七十七番一、三、八、二十一及び二十五から二十七まで、百七十八番一、二、十三から十八まで、二十から二十二まで、二十五及び二十六、百八十九番六、十八から二十三まで、二十七及び二十八、百九十番二、三、五、七から二十一まで及び二十三から三十一まで、百九十一番一から四まで及び六、百九十二番二から四まで、六から十二まで及び十五から十七まで、百九十三番四、七から十一まで、十三及び十四、百九十四番一、三から六まで、八から十まで及び十二から二十

(略)	斜里郡斜里町
(略)	以久科北(四十八番一から三まで、四十九番一及び二、五十番一から四まで、五十一番一から四まで、百十三番一、三及び四、百十四番一、二及び五から十まで、百十五番一及び三から七まで並びに百十六番一から十一まで並びに一般国道三百三十四号線、町道以久科西三線道路、町道以久科朱田四号道路、町道豊倉四号道路及び町道以久科西五線道路により囲まれた地域に限る。)、川上(北海道旅客鉄道釧網線以南で町道羅萌道路以西の地域並びに百五十六番二十五、百七十六番一から三まで、八、十から十四まで及び十六から二十四まで、百七十七番一、三、八、二十一及び二十五から二十七まで、百七十八番一、二、十三から十八まで、二十から二十二まで、二十五及び二十六、百八十九番六、十八から二十三まで、二十七及び二十八、百九十番二、三、五、七から二十一まで及び二十三から三十一まで、百九十一番一から四まで及び六、百九十二番二から四まで、六から十二まで及び十五から十七まで、百九十三番四、七から十一まで、十三及び十四、百九十四番一、三から六まで、八から十まで及び十二から二十
(略)	百八十七番一及び四、百八十八番、百八十九番一及び八、百九十番一から三まで、七及び八、百九十一番一から三まで及び六から十三まで、百九十二番一及び四から七まで、百九十三番一、百九十九番一、二及び七から十一まで、二百番一及び二、二百一及び二、二百二番一、二百三番一及び二、二百四番一及び二、二百五番、二百六番一から三まで、二百七番一から三まで、二百八番一、三及び四、二百九番一、四、五、七及び十、五百五十二番一、五百五十三番、五百五十四番、五百五十五番一、五百七十番、六百九十七番、一万五千七番から一万五千九番まで並びに三万七千七番に限る。)、藻琴及び山里

六まで、百九十五番一、二及び四から十まで、二百十五番二及び三、二百十六番一、二百十七番一、二、四及び五、二百十八番一、二百二十番一、二百二十一番一、二百二十二番一、四及び五、二百二十五番、二百二十六番一及び二、二百二十七番一、二及び四から七まで、二百二十八番一から三まで、六及び七並びに二百二十九番一、三及び四を除く。)、豊倉(百六番、百六番二、百七番一及び四、百八番一から四まで、百九番一から五まで、百十二番一、三及び四、百十三番一及び四から八まで、百十四番一から十四まで、百十五番一、四及び五、百十八番一、二及び九から十一まで、百十九番一及び十三、百二十番一から六まで及び九から十一まで、百二十一番一、十及び十一、百六十八番五、六及び八から十まで並びに百八十七番から百八十九番まで並びに町道以久科豊倉六号道路以南で北海道旅客鉄道釧網線以東の地域に限る。)、中斜里(猿間川、北海道道八百二十七号線、町道中斜里東二線道路及び国道三百三十四号線により囲まれた地域を除く。)、美咲(北海道道七百六十九号線以北の地域(二番一から五まで、三番一、二及び四、四番一、二及び四から六まで、五番一及び六から八まで、六番一及び六、七番一及び二、八番並びに百三十六番を除く。)、北海道道七百六十九号線以南で町道美咲西三線道路以西で一般国道二百四十四号線以北の地域(五十九番二及び三、六十番一、二、九及び十一から十三まで、六十一番一から五まで、六十二番一から四まで及び十一、六十三番一、五及び十三、六十四番一から四まで、六十五番一及び二並びに六十六番一及び三を除く。)、二十五番四、六、八、十五及び十六、百七番一、四から八まで及び十八、百九番四、七及び九から十一まで、百十番二から六まで及び八から十まで、百十一番四及び十七から二十六まで、百十九番一から三まで、百二十

六まで、百九十五番一、二及び四から十まで、二百十五番二及び三、二百十六番一、二百十七番一、二、四及び五、二百十八番一、二百二十番一、二百二十一番一、二百二十二番一、四及び五、二百二十五番、二百二十六番一及び二、二百二十七番一、二及び四から七まで、二百二十八番一から三まで、六及び七並びに二百二十九番一、三及び四を除く。)、豊倉(百六番、百六番二、百七番一及び四、百八番一から四まで、百九番一から五まで、百十二番一、三及び四、百十三番一及び四から八まで、百十四番一から十四まで、百十五番一、四及び五、百十八番一、二及び九から十一まで、百十九番一及び十三、百二十番一から六まで及び九から十一まで、百二十一番一、十及び十一、百六十八番五、六及び八から十まで並びに百八十七番から百八十九番まで並びに町道以久科豊倉六号道路以南で北海道旅客鉄道釧網線以東の地域に限る。)、中斜里、美咲(北海道道七百六十九号線以北の地域(二番一から五まで、三番一、二及び四、四番一、二及び四から六まで、五番一及び六から八まで、六番一及び六、七番一及び二、八番並びに百三十六番を除く。)、北海道道七百六十九号線以南で町道美咲西三線道路以西で一般国道二百四十四号線以北の地域(五十九番二及び三、六十番一、二、九及び十一から十三まで、六十一番一から五まで、六十二番一から四まで及び十一、六十三番一、五及び十三、六十四番一から四まで、六十五番一及び二並びに六十六番一及び三を除く。)、二十五番四、六、八、十五及び十六、百七番一、四から八まで及び十八、百九番四、七及び九から十一まで、百十番二から六まで及び八から十まで、百十一番四及び十七から二十六まで、百十九番一から三まで、百二十番並びに百二十一番並びに町道大栄美咲五号道路以南で町道美咲西三線道路以西の地域を除く。)、三井及び来連(八十八番二、三、五から七まで、九及び十二か

道路以南で町道美咲西五線道路以西の地域を
 除く。)、三井(町道来運三井十六号道路以西
 の地域及び町道来運三井十六号道路との交点
 以北の北海道九百四十五号線以西の地域並
 びに十番一、二及び四、十一番一、五から九
 まで及び十一、五十番一、三及び八から十一
 まで、五十一番一、三及び四、百三十番一及
 び三、百六十四番一及び二、百六十五番一か
 ら六まで、百六十六番一から三まで、百六十
 八番一及び三、百六十九番一から四まで、百
 七十番一から四まで、百七十一番一及び二、
 百七十二番一から三まで及び六から十二ま
 で、百七十三番一から五まで及び九から十七
 まで、百七十四番一及び三から十三まで、百
 七十五番一から九まで、百七十六番一及び三
 から五まで、百七十七番一から五まで、百八
 十番一、二、四及び五、百八十二番一、二十、
 三十及び三十一、百八十四番一から四まで及
 び六から十三まで、百八十五番一から十二ま
 で、二百一十一番一から十五まで、二百十二番
 一及び三、二百十三番一及び六から十四まで、
 二百十五番一から三まで及び七から十八ま
 で、二百十六番一、四、六及び九から十三ま
 で、二百十七番一から五まで及び七から十二
 まで、二百十八番一、二、四、五、九から十
 三まで及び百六、二百十九番二、二百二十一
 番二、三、五、十五及び三十三から三十五ま
 で、二百二十二番一から三まで、二百二十三
 番一から三まで及び五から九まで、二百二十
 四番一から七まで、二百二十五番一及び二、
 二百二十六番、二百二十七番、二百二十九番
 一、四、六、八及び九、二百三十番一、六及
 び八、二百三十一番一、二百三十二番一、三、
 五から七まで、九、十、十二から二十まで、
 二十二、二十三及び二十五、二百三十三番一、
 三、四、六、十七、十九、二十二及び二十三、
 二百三十四番一及び三から八まで、二百三十
 五番一及び八、二百三十九番一、二百四十番
 三、四及び十、二百四十一番一から三まで、

ら十五まで、九十一番十四、九十三番二十三
 から二十五まで、九十四番十六、百番一から
 三まで、百一番一、百二番、百五番一及び三
 から七まで、百六番一から三まで、百七番一
 から七まで、百八番一から三まで、六、八、
 十及び十一、百十番一及び三から五まで、百
 十一番一及び三から五まで、百十二番、百十
 三番一、二及び四から十四まで、百十四番一、
 二、四から十八まで、二十から二十三まで及
 び二十五から三十まで、百十五番一及び二、
 百十六番、百二十番一から三まで、百二十一
 番一、二、四及び五、百二十二番一及び四か
 ら十二まで、百三十番一及び三から六まで、
 百三十一番一から四まで、百三十二番一、三
 から五まで、七、十四から十七まで及び十九
 から二十二まで、百三十三番一及び二、百三
 十四番、百三十五番一及び二、百三十六番二
 から九まで、百三十七番一から四まで、百三
 十八番一及び二、百三十九番一から三まで、
 百四十番一及び二、百四十一番一、二及び五
 から十一まで、百四十二番一から九まで、百
 四十三番一から六まで、百四十四番一から三
 まで、百四十五番、百四十六番一から十三ま
 で、百四十七番一から三まで、百四十八番一
 から三まで及び五から七まで、百四十九番一
 から五まで、百五十番一から十まで、百五十
 一番一から二十六まで、百五十二番一から四
 まで、百五十三番一から四まで、百五十四番、
 百五十五番一から三まで及び五から十六ま
 で、百五十六番一及び三から九まで、百八十
 番二、十二及び十三、百八十六番五、六、八
 及び十三から十七まで、百八十七番一から六
 まで、百八十八番一及び三から六まで、百八
 十九番一、二、四から八まで、十一から三十
 三まで及び三十五から四十二まで、百九十番
 一及び三、百九十一番一、四及び六、百九十
 二番一及び二、百九十三番一から三まで、五
 及び七から九まで、百九十四番、百九十四番
 四から七まで、百九十五番一から五まで、百

二百四十二番二から五まで、二百四十三番一から三まで、二百四十四番一、二、四、六及び七、二百四十五番二、三、五及び十、二百四十六番一から三まで、二百四十七番二から六まで、二百四十八番二及び五から七まで、二百四十九番一及び二、二百五十一番二から四まで、二百五十二番一、二及び四から八まで、二百五十三番二から四まで、六及び七、二百五十八番一、二、三及び六から八まで、二百六十番二及び七十一、二百六十一番一、三から五まで及び八、二百六十二番一及び二、二百六十三番四、二百六十六番一から二十九まで、二百六十七番一及び三、二百六十八番一及び二、二百六十九番一から七まで、二百七十番二、二百七十一番二、二百七十四番一、三及び四並びに二百八十一番に限る。及び来運（八十八番二、三、五から七まで、九及び十二から十五まで、九十一番十四、九十三番二十三から二十五まで、九十四番十六、百番一から三まで、百一番一、百二番、百五番一及び三から七まで、百六番一から三まで、百七番一から七まで、百八番一から三まで、六、八、十及び十一、百十番一及び三から五まで、百十一番一及び三から五まで、百十二番、百十三番一、二及び四から十四まで、百十四番一、二、四から十八まで、二十から二十三まで及び二十五から三十まで、百十五番一及び二、百十六番、百二十番一から三まで、百二十一番一、二、四及び五、百二十二番一及び四から十二まで、百三十番一及び三から六まで、百三十一番一から四まで、百三十二番一、三から五まで、七、十四から十七まで及び十九から二十二まで、百三十三番一及び二、百三十四番、百三十五番一及び二、百三十六番二から九まで、百三十七番一から四まで、百三十八番一及び二、百三十九番一から三まで、百四十番一及び二、百四十一番一、二及び五から十一まで、百四十二番一から九まで、百四十三番一から六まで、百四十四番一から三

九十六番一、二及び四から七まで、百九十七番一及び三、百九十八番一から三まで、五、七から九まで及び十二から二十五まで、百九十九番一、三及び五から八まで、二百番一、三及び七から十まで、二百一番一、二、四、六、八、九及び十一から三十五まで、二百二番一から三まで、五、七及び九から十一まで、二百三番、二百四番、二百四番二、二百五番一及び二、二百六番、二百七番一から十一まで、二百十一番並びに二百十二番を除く。

○農林水産省告示第七百八十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和三年一月十五日農林水産省告示第九十二号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びみなまぐろ）に関する令和3管理年度（くろまぐろ）に関する令和3管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和四年四月十五日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

農林水産大臣 金子原二郎

	<p>まで、百四十五番、百四十六番一から十三まで、百四十七番一から三まで、百四十八番一から三まで及び五から七まで、百四十九番一から五まで、百五十番一から十まで、百五十一番一から二十六まで、百五十二番一から四まで、百五十三番一から四まで、百五十四番、百五十五番一から三まで及び五から十六まで、百五十六番一及び三から九まで、百八十八番二、十二及び十三、百八十六番五、六、八及び十三から十七まで、百八十七番一から六まで、百八十八番一及び三から六まで、百八十九番一、二、四から八まで、十一から三十三まで及び三十五から四十二まで、百九十番一及び三、百九十一番一、四及び六、百九十二番一及び二、百九十三番一から三まで、五及び七から九まで、百九十四番、百九十四番四から七まで、百九十五番一から五まで、百九十六番一、二及び四から七まで、百九十七番一及び三、百九十八番一から三まで、五、七から九まで及び十二から二十五まで、百九十九番一、三及び五から八まで、二百番一、三及び七から十まで、二百一番一、二、四、六、八、九及び十一から三十五まで、二百二番一から三まで、五、七及び九から十一まで、二百三番、二百四番、二百四番二、二百五番一及び二、二百六番、二百七番一から十一まで、二百十一番並びに二百十二番を除く。）</p>

改正後	改正前
<p>くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びみなまぐろに関する令和3管理年度（くろまぐろ）に関する大臣管理区分にあっては令和3年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分及びみなまぐろにあっては令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期</p>	<p>くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びみなまぐろに関する令和3管理年度（くろまぐろ）に係る大臣管理区分にあっては令和3年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分及びみなまぐろにあっては令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期</p>